

嬉野市いじめ防止対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第22条の規定に基づき、嬉野市立学校にいじめ防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- (1) いじめ防止対策に関すること。
- (2) いじめの調査、解消及び再発防止等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成し、当該学校の教職員以外の委員(以下「外部委員」という。)は、教育委員会が委嘱する。

- (1) 校長
- (2) 副校長(副校長を置かない学校にあつては、教頭)
- (3) 生徒指導主事
- (4) スクールカウンセラー
- (5) PTA役員
- (6) 学校運営協議会委員
- (7) その他教育委員会が必要と認める外部委員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密事項に関し、これを漏らしはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員の招集を行う。

2 会議は、非公開とする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、当該学校に置く。

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。